

第五節 補給
第一款 物資

一 要旨

1. 補給のため現地に幾何程度期待し得るやけ作戦の様相、時期、地域、車政の参差程度等により異なるを以て一律に具体的数量を擧げること困難なるも種類別地域別の生産量を把握すれば時の情勢に應じ重需として取得し得る数量の基準を判定することが出来る

2. 概括して觀察すれば農産物は北滿平野以南南滿地区に於て生産され畜産亦該地区及興安各省に於て飼育されている

一般工業就中重需工業は南滿地区殊に奉天、大連等に集中發達し北滿地区に於ては殆んど見らるべきものがない

従つて補給の見地より滿洲を觀察すれば南滿地区は農畜産及重需工業による生産品を利用し得北滿平野之に次ぐが其の他の地域は現地取得は期待し得られないので大部を追送に俟たねばならぬ

然し滿洲は農林、畜産、鑛業等の各般に亘る工業原料が豊富で勞力の供給は低廉、原動力の石炭、電力も豊富であるから滿洲國とを一つから軍需工業も日本の技術資金等を加へて飛躍的發展を遂げつつあつた但ソ聯が諸設備を撤去した状況は明かである

三農産

滿洲國民經濟の基礎は農業である總面積一三〇、三一四千陌中可耕地は四〇、〇〇〇千陌（三一%）、作附面積一九、三一六千陌（一五%）で人口三、七〇〇万人中六〇%即ち二、二二〇万人は農林業者である外國貿易による總輸出額の七〇%（半製品を含めると九〇%）は農産物であつて所謂滿洲特産物は大豆、粟、高粱、玉蜀黍、小麥で此の五大作物は全農産額の七一八〇%を占め就中大豆はその大宗で世界産額の六〇%に當る其の他小豆、綠豆、燕麥、蕎麥、稗、水稻、陸稻を産し更に特用作物として棉花、葉煙草、大麻、落花生、ルーサン等がある

三畜産
滿洲地区別農作物作附面積及收穫高は附表第二及第三の如くである

滿洲の家畜は殺畜として不可欠のものである即ち勞力補給の点に於て犁牛、鐵馬、中耕、培土、運搬、脱穀調製に至るまで畜力を借らざるものなく土糞は唯一の自給肥料であり運輸機關としての牛、馬の價値又極めて大である

従つて農家は牛、馬、騾驢等の大家畜より綿羊、山羊、豚、鶏等の小家畜に至るまで普く飼育する特に滿洲の豚、蒙古の馬、羊は著名である

滿洲地区別家畜頭数は附表第四の如くである

四 水産資源

海洋漁業は関東州を中心として発達し一九三七年度一、六〇〇万貫以上の漁獲高を示している

河川漁業は海洋漁業に比し発達し漁舟漁具、漁法も簡易且生棲魚族

0146

も豊高なること他に比を見ないので漁獲高も約九万三千屯に及んで
いる

満洲地区別漁業者数、漁船数及漁獲高附表第五の如くである

0445

滿洲農作物八大分類別作付面積表 (康徳七年)

(單位千陌)

	大豆		高粱		粟		玉蜀黍		小麥		水稻		陸稻		雜穀	
新京特別市	6	0.2	4	0.1	4	0.1	0	0.01	0	0	0	0.01	0	0.1	1	0.1
吉林省	862	225	647	157	605	165	397	174	80	7.9	63	192	31	325	273	15.7
龍江省	330	8.6	329	80	409	105	299	13.1	111	10.9	8	2.4	0	0.06	208	11.9
北安省	468	12.2	178	43	379	97	198	8.7	344	33.7	11	3.3	0	0.2	114	6.5
黑河省	6	0.1	0	0	4	0.1	3	0.1	11	1.1	1	0.2	—	—	15	0.8
三江省	208	5.4	86	2.1	99	4.4	99	4.4	119	11.7	15	4.6	1	0.6	17	1.0
東安省	54	1.4	20	0.5	20	1.0	24	1.0	16	1.6	17	5.1	0	0.01	7	0.4
牡丹江省	49	1.3	5	0.1	20	0.1	17	0.7	31	3.1	21	6.5	0	0.01	4	0.3
浜江省	561	14.7	434	10.5	566	14.5	403	17.7	188	18.4	29	9.0	11	10.9	148	8.5
間島省	88	2.3	8	0.2	58	1.5	30	1.3	2	0.2	25	7.8	0	0.04	30	1.7
通化省	71	1.9	35	0.9	25	0.6	71	3.1	8	0.8	18	5.5	1	1.1	14	0.8
安東省	82	2.1	44	1.1	28	0.7	197	8.6	0	0.03	34	10.4	4	3.7	31	1.8
奉天省	594	15.5	953	23.1	413	10.6	313	13.7	48	4.7	60	18.5	44	45.3	136	7.8
錦州省	171	4.5	658	16.0	258	6.6	38	1.7	9	0.9	15	4.6	4	4.3	97	5.6
熱河省	124	3.2	381	9.2	603	15.4	31	1.4	17	1.6	4	1.2	1	0.9	195	11.2
興安西省	26	0.7	98	2.4	145	3.7	11	0.5	17	1.7	1	0.3	—	—	186	10.6
興安南省	96	2.5	230	5.6	206	5.3	60	2.6	2	0.2	4	1.3	0	0.1	222	12.7
興安東省	31	0.8	9	0.2	27	0.7	30	1.3	7	0.7	0	0.1	0	0.06	41	2.5
興安北省	—	—	—	—	—	—	—	—	9	0.9	—	—	—	—	8	0.4
全 國	3826	100	4119	100	3906	100	2281	100	1019	100	327	100	97	100	1,747	100

附表第二

二九〇

0147

0446

滿洲農産物八大分類別收穫高表(康德七年)

(單位1,000廳)

附表第三

	大豆		高粱		粟		玉蜀黍		水稻		小麥		雜穀		合計	
新京特別市	8	0.2	6	0.1	4	0.1	0.4	0.01	0.1	0.01	0.002	0.0002	1	0.01	20	0.1
吉林省	1,017	232	866	3.65	736	3.73	542	15.9	163	222	68	74	303	203	3,856	182
龍江省	322	7.3	335	6.3	327	9.1	347	10.2	21	25	2.1	10.4	176	11.4	1,712	81
北安省	554	13.3	274	5.1	532	12.5	343	10.1	30	36	334	52.0	125	8.4	2,249	10.6
黑河省	5	0.1	0.03	0.01	3	0.1	3	0.1	2	0.2	9	1.0	1.1	0.7	33	0.2
三江省	236	5.4	123	2.3	150	3.1	143	4.2	41	5.0	106	12.0	16	1.2	800	3.8
東安省	66	1.5	31	0.6	28	0.7	36	1.1	44	5.3	14	1.6	7	0.5	228	1.1
牡丹江省	52	1.2	7	0.1	24	0.6	24	0.7	52	6.3	25	2.3	4	0.3	190	0.9
滨江省	683	15.6	603	12.4	758	17.8	678	19.9	91	11.0	158	16.0	161	10.8	3,263	15.4
間島省	100	2.3	2	0.1	64	1.5	39	1.1	63	7.6	2	0.2	24	1.6	309	1.5
通化省	79	1.8	54	1.0	25	0.6	119	3.5	38	4.5	6	0.7	11	0.7	342	1.6
安東省	106	2.4	67	1.3	53	0.8	348	10.2	61	7.4	0.2	0.02	39	2.9	675	3.2
奉天省	781	17.4	1,472	29.6	216	12.1	524	15.4	156	18.9	57	4.2	137	9.2	3,740	17.7
錦州省	152	3.5	773	14.4	240	5.6	127	3.7	22	2.9	6	0.7	70	4.7	1,438	6.8
熱河省	90	2.1	316	6.4	483	11.2	32	0.9	6	0.7	7	0.8	230	14.4	1,103	5.2
興安西省	22	0.5	103	1.9	122	2.9	12	0.4	2	0.2	9	1.0	138	9.3	416	2.0
興安南省	67	1.5	199	3.7	143	3.3	49	1.4	5	0.6	0.3	0.1	115	7.7	601	2.8
興安東省	35	0.8	10	0.2	31	0.7	39	1.1	0.6	0.1	5	0.6	37	2.5	161	0.8
興安北省	—	—	—	—	—	—	0.04	0.01	—	—	7	0.8	6	0.4	14	0.1
全 國	4,386	100	5,366	100	4,260	100	3,407	100	826	100	878	100	1,489	100	21,148	100

二
五

0447 0148

滿洲家畜頭數 (康徳四年)

(單位千頭)

省別	牛		綿羊		山羊		豚		駱駝		馬		騾		驢	
吉林省	77.3	4.6	221	11	5.4	0.4	716.3	13.4	—	—	298.6	18.4	124.9	20.4	48.1	8.4
龍江省	1,181	7.0	536	2.7	12.5	1.0	6,444	12.1	—	—	2,622	16.2	480	7.8	32.2	5.6
黑河省	4.1	0.2	0.3	0.02	—	—	16.7	0.3	—	—	7.1	0.4	0	0	0	0
三江省	48.2	2.9	1.7	0.09	0.5	0.04	167.2	3.1	—	—	143.4	8.8	19.8	3.2	1.4	0.2
牡丹江省	17.2	1.0	1.4	0.07	1.0	0.1	66.7	1.3	—	—	—	—	—	—	—	—
齊江省	89.1	5.3	37.9	1.9	3.4	0.3	878.7	16.5	—	—	510.8	31.5	84.5	13.8	38.2	6.7
間島省	53.4	3.2	1.0	0.05	0.2	0.02	—	—	—	—	11.8	0.7	1.4	0.2	1.7	0.3
通化省	19.2	1.1	0.3	0.02	1.1	0.1	93.1	1.7	—	—	—	—	—	—	—	—
安東省	1,187	7.1	0.2	0.01	7.8	0.6	68.1	1.3	—	—	44.5	2.7	48.0	7.8	89.9	15.8
奉天省	1,584	9.4	29.5	1.5	16.6	1.3	2,528	4.7	—	—	2,128	13.1	226.4	37.0	1,507	26.4
錦州省	97.4	5.8	1,963	10.0	85.2	6.9	10,732	20.1	—	—	53.8	3.3	36.6	6.0	143.5	25.2
熱河省	2,767	16.4	2,477	12.6	78.4	6.32	5,628	10.5	1.3	10.2	23.9	1.5	16.7	2.7	41.4	7.3
興安西省	1,831	10.9	1,47.9	7.5	18.2.6	1.47	53.3	1.0	1.7	1.33	22.5	1.4	0.5	0.1	12.4	2.2
興安南省	2,147	12.6	83.3	4.2	87.7	7.1	164.6	3.1	0.8	6.3	21.5	1.3	4.9	0.8	9.5	1.7
興安東省	11.7	0.7	1.3	0.07	0.1	0.01	17.3	0.3	—	—	4.8	0.3	0.3	0.05	0.8	0.1
興安北省	1,95.4	11.6	1,141.3	5.81	53.5	4.3	5.7	0.1	9.0	7.03	5.5	0.3	—	—	0	0
新京特別市	0.5	0.03	0.1	0.005	—	—	5.4	0.1	—	—	—	—	—	—	—	—
全國計	1,683.2	10.0	1,965.9	10.0	1,243.0	10.0	5,335.8	10.0	1.28	10.0	1,625.0	10.0	612.0	10.0	5,69.9	10.0

附表第四

二一五二

0149

0448

	漁業者數		漁船數		漁場	漁獲高	%	
						千屯		
吉林省	3,268	5.0	878	6.8	河川	松花江	15.5	17.8
龍江省	18,292	28.0	1,484	11.6		嫩江	27.5	29.6
黑河省	806	1.2	396	3.1		ウスリ一江	1.8	1.9
三江省	5,498	8.4	1,903	14.8		遼河	2.1	2.3
牡丹江省	1,352	2.1	453	3.5		鴨綠江	1.3	1.4
共計	10,203	15.6	1,838	14.5		計	50.9	54.8
安東省	8,114	12.4	2,287	17.8	湖	蓮花湖	4.5	4.8
奉天省	10,361	15.8	2,483	19.4		汗河泡	1.1	1.2
錦州省	3,836	5.9	1,065	8.3	沿	計	7.0	7.5
興安省	3,674	5.6	58	0.3	渤海及黃海	35.0	37.7	
總計	65,404	100	12,824	100	總漁獲高	92.9	100	

0150

五 關特演當時に於ける軍需物資の概況

關特演當時滿洲に於ける軍需物資の取得概況は次の如くである

1. 糧食

米 所製量二一万吨 一四七万石 中七万吨

精麥 所製量五、四万吨 中對滿期待なし

馬糧 大麥八万吨、燕麥三万吨 計一一万吨

生野菜 所製量二六万吨 中一〇万吨 一部加工

肉 所製量五万吨 中四万吨

2. 其の他

燃料 草 所製量七三億本 中三三億本

硝子備 四〇〇万枚

3. 建築資材

木材三〇〇万吨 及鐵、ボルト等

4. 雜品

炭 爐 一五〇〇〇箇

給養器具 釜 三〇〇〇箇

5. 石 炭

滿 鉄 四五〇万屯

軍 需 一六五万屯

6. 普通鋼鋼材

軍 需 七二万屯

一註一右の外木炭約四五万屯、干草約一〇万屯を主として軍目ら整
備した

六糧穀関係滿洲物動の概況

一九四二年度糧穀関係滿洲物動の概況は次の通りである(單位万屯)
1. 高粱、粟、包米

供 給 三五四、〇

イ 收 買 三四九、五

0153

対華	対日	輸出	口用需	關東州	加工	官需	酒精	代用粉	勞需	民需	国内需	需	口持越
一七〇	三五〇	五二〇	四二七	一一〇	二一〇	三六	七〇	一三〇	三一	一八九六	二四六二	三五四〇	四五
朝鮮地													
一五〇〇													

二一五五

0452

大豆

二持越

一三、一

(内三五万吨は邊境常備保有)

供給

一一八、五

一收買

一一五、五五

大油房

八二、二五

小油房

三三、三〇

口持越

二、九五

需要

一国内需要

九三、〇

民需

八四、五

官需

〇、五

工業用

六、〇

關東州

二、〇

3. 米

需	イ国内需要	八輸入	口持越	イ收買	供給	三持越	一註一搾油率	大油房		六輸出	口寄需
								小油房	大油房		
	四五五	〇八	四二	四五〇	五〇〇	〇	10%	9%	〇	一一二、五	一三、〇
	四四五						16.3%				

口製粉用	イ国内需要	需要	口持越	イ収買	供給	小麦	差引不足	口軍需	口持越	酒造用	官需	民需
〇、六	四一、四		〇	四二、〇	四二、〇		五、五	六、八	四二	一、六	〇、四	四二、五

第二款 輸送機関

滿洲に於ける輸送機關の大宗は云ふ迄もなく鉄道であり補給の大部は之により運搬せられたのであつた（第二節第一款参照）

（註）關特演當時（一九四一年九月頃）に於ける一箇月の鉄道輸送能力は五四〇万屯であつたが要輸送量は八〇〇万屯で内訳は

次の通りである

軍需	二三〇万屯
総動員物資	二七〇万屯
滿鉄用品	一八〇万屯
その他	一二〇万屯

一屯當り輸送距離 三四〇軒

陸上小運搬機關としては自動車、大車等があり水運、海運等あるも最も普及しあるは大車である

（註）一九四〇年陸上小運送の総額一〇億円

内一〇％ 約一億円貨物自動車

九〇多 約九億円荷馬車

之を以て見ても如何の大車が陸上小運搬の主力であるかが判

一、自動車

1. 満洲に於ける自動車は満洲事変に於て其の活動十分を了りしに鑑み満洲建國と共に自動車交通の急速確立が軍事上にも緊要なる事か痛感され自動車事業は国有鉄道の附帯事業とし満鉄に委託され国防、治安維持、国有鉄道代營等幾多の特殊使命が賦課された
2. 次で支那事変勃発するや四圍の状勢に鑑み自動車事業の急速な擴充強化は軍事上、生産力擴充上絶対必要となり満洲國第一次産業五箇年計畫に副い満鉄は自動車事業擴充四箇年計畫を樹立した
3. 然るに一九三九年以降自動車部品資材の入手難に加へ揮発油の規正は逐年代用燃料に轉換の已むなきに至りたるを以て従来の飛躍的擴充計畫を一変して内容の充實を圖ることとなつた

0457

各満鉄の自動車事業の発達の状況は次の自動車路線の増加により窺知することが出る

一九三三年	二、四九六
一九三四年	四、〇三四
一九三五年	五、三四六
一九三六年	七、一三二
一九三七年	九、〇六八
一九三八年	一六、一八八
一九三九年	一九、二一七
一九四〇年	二〇、七五四

よ一九四一年度関東自動車動員計費に於て在満自動車の徴発を次の如く計費していた

乗用自動車	五〇〇
貨物自動車	一、八〇〇
計	二、三〇〇輛

二六 大車

當時に於ける在滿自動車数は諸官庁用のものを除き約九、〇〇〇輛
 一内乗用車約半數弱である。合格率を1/2とすれば貨物自動車の
 の使用に堪えるものは殆んど微発に充當することとなる。

滿洲に於ける大車の總数は大略四〇万台と云はれるが具體的數量
 は資料をきき為不明である。

然れども馬數と大体に於て比例して整備せらるるを以て之を基準
 とすれば七頭に付一台の割となるを以て此の比率を以て大車の省
 別の數を推定すれば次の如くである。

吉 林 省	六〇、〇〇〇台
龍 江 省	四八、〇〇〇
三 江 省	二二、〇〇〇
海 江 省	九〇、〇〇〇
安 東 省	二五、〇〇〇

奉天省	八五、〇〇〇
錦州省	三二、〇〇〇
熱河省	一一、〇〇〇
興安西省	五、〇〇〇
興安南省	五、〇〇〇

2 日本軍は従来地方縦列として満洲車馬を徵發して編成する輸送機関を準備し兵站輸送に使用する計畫があつた。支那軍變當時に於ては約七〇〇縦列を徵發する計畫であつたが徵發數量の過大で且実行性にも困難があり關特演當時は一二〇縦列を編成する計畫であつた。

第六節 治安警備

第一款 治安概況

昭和六年滿洲事變の勃発と共に滿洲の治安は非常に亂れ昭和七年に於て兵匪二十数万と註せられ、敗残部隊の横行、保安隊の背叛、難民の掠奪、土匪の蜂起など至る所で行はれて居たが討伐行動が進捗し事變の落ちつくに従つて昭和九年頃より逐次平靜に歸つた。しかし北滿洲は北滿鐵道とその沿線を地盤として居たソ聯の策動もあつて治安の回復はまだ十分ではなかつた。

所が北滿鐵道をソ聯が放棄してから後は馬占山の反亂などがあつたがソ聯勢力の後退によつて策動の據点を失つたため、治安は著しく良くなり僅かに敗残兵の蠢動、日滿兩國に對する不平分子、土匪などの残存して治安を亂して居るだけになつた。

しかし昭和十年後よりソ聯は再び極東方面に關心を持ちだしたらしく、滿洲國境地帯に築城すると共に國境紛争事件が相次で起りそれによつて

滿洲の治安も亂れだしてきた

殊に昭和十二年の支那事變勃発は匪賊の活動を著しく活潑化し昭和十三年の後半から十四年の前半にかけて匪賊の勢は再び猖獗となつた。彼らは失地の回復を標榜し滿洲國打倒を叫んで先づ所在の住民を味方にすることを努めた。

重慶政權は滿洲の治安を亂して關東軍を滿洲に拘束しようとして試み、聯軍も亦關東軍の對ソ作戰準備を妨害しようとして勉めた。期せずして兩國の希望は一致した訳である。

従つて兩國は精神的にも、物質的にも在滿匪賊を支援して彼らの活動を助成した。

昭和十四年五月滿洲の西北部ノモンハン附近に國境紛争が始まると在滿匪賊の活躍は一層激しくなつた。

そこで關東軍はノモンハン事件の擴大に拘らずこの際匪賊を一掃するため開島省、吉林省、通化省、牡丹江省の南部を含む一の連合討伐を

計畫実施することとした

右の三省連合討伐は再度亘つて期間を延長したけれど三省内に蟠踞し治安を亂して居た匪賊を完全に撃滅して昭和十六年三月終了した。その後北滿洲の北安省や滨江省の東北部山岳地帯に依り少數の匪賊が蠢動するだけで滿洲内は平靜に歸つたが滿ソ國境地帯に於ては越境入竊して治安を亂す朝鮮人や支那人が跡を絶たない。殊に冬期アムル河やウスリ江が凍結すると越境者はその數を増したそのうちにはソ連の將兵で偽裝逃亡の者も相當數含まれて居る偽裝逃亡とは眞實に逃亡して来たように裝い一度の取調べが終つて放免されてから滿洲國內の状況を調査してソ連に密報する任務を持つて居たようである。彼等は越境すると必ず國境警察隊か、國境監視の軍隊に出頭し異口同音にソ連内生活の苦しいこと全く自由を束縛されて居ることなどを詳しく述べて信用を得ようと試みた。

滿洲事變中の治安事情は同事變史に譲り以下主として支那事變間の状

赤き地区毎に述べることとする

其の一 北 滿 洲

一 東部地域

東部地域（東安省、牡丹江省）は當時関東軍の対ソ作戦の重点が向けられる方面であるから到る所に日本軍が駐屯しその附近には色々な軍事施設が設けられて居る關係上匪賊が蠢動する余地は殆んどなかつたただ東安省の完達山脈とその北方地区の一部の匪賊が居て所在の住民の宣傳し時に滿洲國の警察を襲撃して武装を解除することがあつた位であるこの匪賊は常々ソ聯と交通し（特にウスリー江が凍結すると匪勢は強くなつた彼らの越境地点は饒河の北方が多かつたようである）日本軍が出動するとソ聯領に逃避するのが普通だつた

これら匪賊の宣傳工作に乘せられ武器弾薬を持つたまま滿洲國に背反して逃亡した警察もある

また牡丹江省の南部は匪賊の巢窟である殊に鏡泊湖周辺の治安が悪かつた

この地区の匪賊は滿匪、鮮匪相半ばして居るが滿匪一陳翰章を匪首とする一の地盤であり鮮匪がこの地区に移動するのは閩島省當局が管内を肅正して居るときだけである。ただ牡丹江省の南部で注意せねばならぬのはこの地区がソ聯領と滿洲國との交通路として北滿の匪賊も中部滿洲で活動する匪賊一閩島省、吉林省、通化省を地盤として居る匪賊一も利用して居たことである。なぜかならばこの地帯は千古斧鉞を入れぬ密林で覆はれ一ソ聯領まで同様である一かつ國境には障礙となる河川がないから随時随所で越境できるからである。

殊に琿春県の春化一旧名土門子一南北附近は密林がひどく國境の監視も至難であつたから彼らは主としてここから入ソ、入滿して居たようである。

三 北部地域

三江省の東部及東北部は夏期一面の濕地帯で匪賊の生活や活動の不便であるが西部、西南部の山岳地方は好んで匪賊が蟠踞した土地であつてこの北滿省委が設けられ東北抗日第二路軍司令部があつた。しかし第四師団や獨立守備隊の討伐やこれに即応して実施された歸順工作が奏功し昭和十四年二月總司令が山を下つて日本軍に歸順してから後はその勢力が頓に衰へまた昔日の面影をしの有様となつた。後日この總司令は日滿兩國に背反して匪徒に歸つたけれど旧の勢力に盛りかへすことができず匪徒の勢力は日と共に衰微していつた。黑河省は北邊であり住民も少く交通も亦不便たつたので匪賊の蟠踞の不便であつたらしく主としてソ領から入滿する通路として利用せられた。過ぎず秘めて平野であつたが黑河省の南北安省は北滿の穀倉を控へて居た關係上匪徒はこの地を根拠にして治安を亂して居た即ち五大山附近一帯と濛倫東方の山地帯が彼らの根據地である。

0466

しかしこの方面の匪賊は数も少なく行動も抗日第二路軍や東邊道に
蟠踞した抗日第一路軍に比べると溫和であり愚辣でない

彼らが蠢動すると第四軍が機を失せず討伐を開始するので忽ち山岳
地帯に逃避せざるのが常だつたただ第四軍は種々の關係上徹底し
た討伐を実施しなかつたので徹底的に掃蕩することはできなかつた
第四軍は討伐のため相當な大兵力を使用して居たのであるが討伐期
間が短く且歸順工作や治本工作が十分でなかつたように想う野
戰軍として作戦準備に忙殺されて居た關係上眞に止むを得ないとい
思ふけれど討伐に使用する日本軍を少なくして滿洲国軍や警察を活
用し長期の肅正を実施して居たら更に効果があつたかと残念に思ふ

三 西部地域

ここで西部地域と言うのは龍江省を指す興安北省は一面の草原で
あり蒙古人を住民の主体とする關係上治安の心配は全くない

また龍江省も特^に匪状が悪い訳でないがただ省の北部嫩江（メルゲン）附近と海州線（ハルビン—マンジュリ）北方の興安嶺内^に僅かに匪賊が生存して居る所在の住民に反滿抗日の宣傳を行つて居るに過ぎず他の北滿地域に比べると最も治安がよい地方である。ただ心懸なのは戦時に當つてこれらの匪賊が列車を襲撃したり、軍施設を破壊したり、軍需品の倉庫に放火したり、謀略を活発化する虞があるので今のうちに匪賊を根絶しておこうと所在の日本軍が時々討伐を行つて居た。

其の二 中部 滿洲

下 滿鮮国境地域

ここで滿鮮国境地域とは牡丹江省の南部と閩島省、吉林省の東部及通化省を指す。この地域の特徴として是非知つておかねばならないのは朝鮮人の在任するものが非常に多いことでありこの朝鮮人の多くは日本の反感を抱く者か督ての李朝に愛憎をつかした者か朝鮮で

悪事を働き激流に逃避した者の子孫かそれともその本人であつて素質の悪い者が一般のキウである

従つて本地域には鮮匪が多く満匪と共にその行動は積極的であり昭和十三年の後半から十四年の前半の匪勢は満洲第一であつた。南満省委はここに設けられ抗日第一路軍の總司令部もこの地に編成されて居た

當時満洲全部の匪賊数は凡そ三千と稱せられて居たがその過半はこの地域の蟠踞し満洲国軍營に対しては勿論のこと日本軍に対してさへ戦斗を挑んで来る有様であつた。以上のような有様だから附近一帯の住民は殆んど全部匪化されて居り満洲国官憲の反抗して匪賊の組するものが常態であつた

（註）いま匪首の名を満匪、鮮匪の区分しその主を者を列記すると次のようである

満匪 楊靖宇（總司令）、陳翰章（第三方面軍司令）、

曹亞範、魏極民、徐哲、岳
 鮮匪 金日成（第二方面軍司令）、崔賢（第一方面軍司令）
 朴得範、全光

しかしこれらの匪団も昭和十四年八月から十六年三月末まで連続して実施した三省連合の大討伐によつて完全に清掃せられ金日成と崔賢が入ソした外は各匪首共々或は射殺せられ或は捕獲せられ或は歸順してこの地一帯は再び匪影なしの状態となつた

三、三江省

三江省の中で治安が悪いのは省の東部と東北部の山岳地帯即ち三省や北安省の省境附近とハルピンの西南方松花江の流域である。三江省や北安省との省境附近の匪賊は第二路軍所屬の共産匪であつて三省境附近を遊動して居る匪団であるから先づ北滿地域の項で述べ

た通りである

松花江流域に蠢動して居る匪賊の多くは土匪であつて、一、二回の反亂を起して逃亡した滿洲国軍の兵が混つて居た。金銀財物の掠奪が目的のようであり思想的背景を持たないものだから一般の警察が捜せておいて差支へないものである

この外松花江上に匪賊の出沒を見たことがあつたけれども、これは掠奪や人質の拉致を目的とする徒黨である

其の三 南 滿 洲

南滿洲地域で治安が亂れて居たのは通化省と熱河省であつてその他の地域は共產匪は勿論土匪さへ居らず先づ滿洲の王道樂土である通化省の匪情については中部滿洲地域の項でその概要を述べたから省略する

もう一つの省は熱河である。ここは元來匪情のない地方であつたのだが昭和十二年支那事変以來十三年頃から北支の敗殘部隊が熱河省内地

侵入して治安を亂して居たこの匪賊は滿洲の他の匪賊と全然性格の異つたものであり相當の大兵力であつて言はば後方攪亂の實際と目すべきものであつた。

また當時北支那方面は非常の物資が缺乏し物價高だつたから密輸隊が越境して熱河省や錦州省で所獲の物資を調辨し一時として掠奪することあつたその上この密輸隊は武装して居た一北支那に持ち去つて居た熱河省當局はそれらを取締るのに相當苦心して居たのである昭和十五年北支那の治安が平靜になると密輸隊の數も少なくなり共産黨の侵入もなくなつて再び旧の平和な状態をとり戻すことができた。

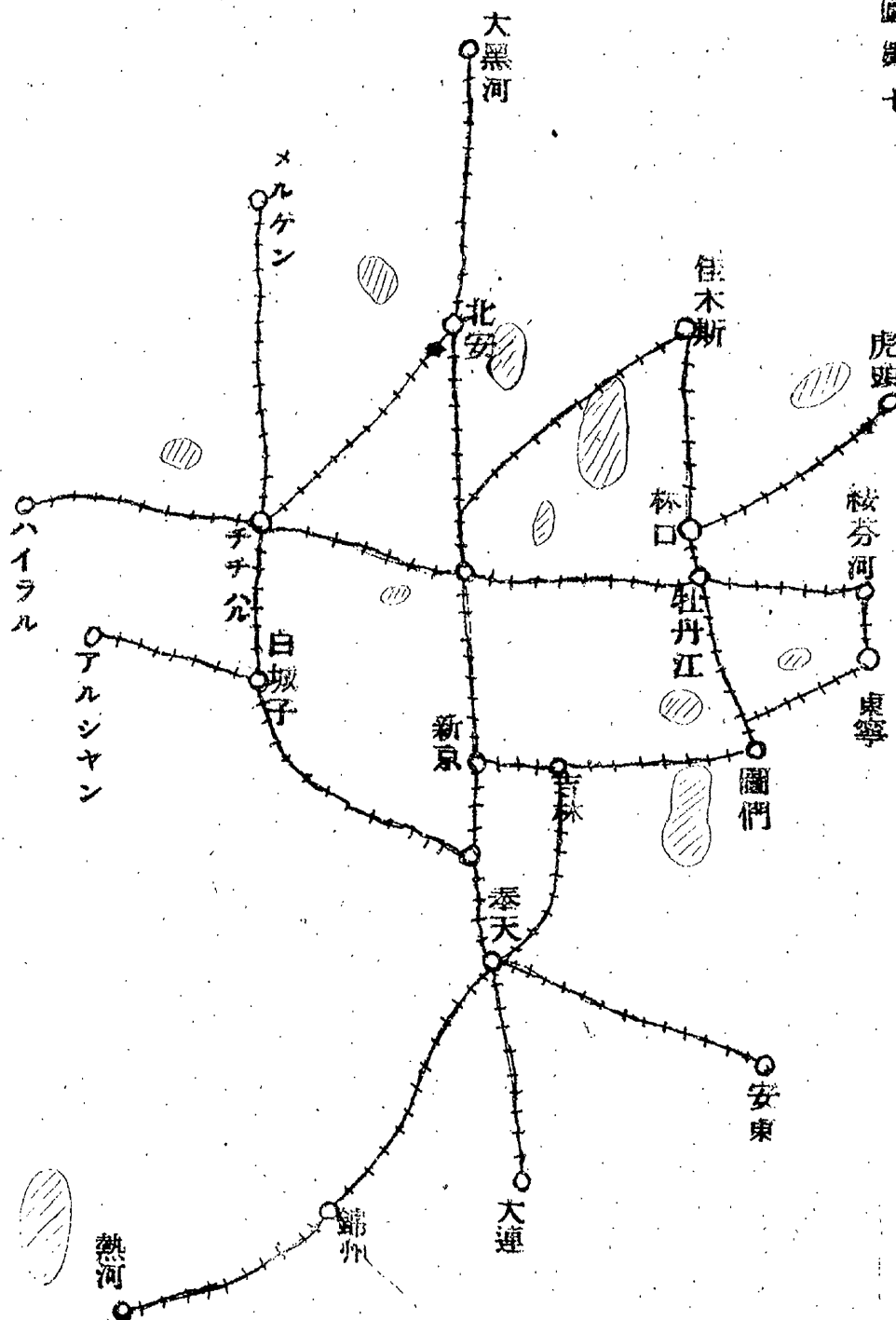
以上滿洲の治安を概観すると昭和十四年八月を契期として非常に変化があつたことを感得することかできる。また匪賊勢力の消長はソ聯の国内事情や政策に因る所が多いようである。更に治安は正は根氣強く長い年月亘つて連続実施すると同時に匪民

分離工作や治本工作を併行しなければ勞多くして効果が少ないものである
匪賊の蟠踞地域と鐵道との關係を示すと附圖第七の通りであつて戰時
の鐵道運行は相當脅威されるように思ひ逐次に彼らを擊滅すべく關東
軍は考へて居た

鉄道と匪賊地の関係

附圖第七

滿洲匪賊公布圖（昭和十三年後半期に於ける）



第二款 警備態勢

滿洲國の防衛を担任する関東軍の警備態勢は昭和十四年八月を起點として大變革が行われたその理由は関東軍作戦計畫の變更と滿洲國の發展に因るものである

以下昭和十四年八月以前の態勢と八月以後の態勢を二分して記述することとする

其の一 昭和十四年八月以前

この期間の警備は関東軍司令官區域の下に全滿洲を次の六防備地区に分け各地区の防衛責任者は独立守備隊司令官であり野戦軍司令官は防衛責任から解放せられて専ら野戦軍の訓練と對ソ作戦準備の推進した

1 東部防備地区は牡丹江省、間島省、東安省、三江省の四省から編成せられ第四獨立守備隊司令官が牡丹江市に居つて綏下の獨立守備大隊を指揮した。

2 北部防備地区は黑河省、北安省、嫩江省の三省から編成せられ第五

独立守備隊司令官がハルビンに居つて隸下の独立守備大隊を指揮した

3. 西北防衛地区は興安北省、龍江省の二省から編成せられ第三独立守備隊司令官が昂々溪に居つて隸下の独立守備大隊を指揮した

4. 中部防衛地区は吉林省、興安南省の二省から編成せられ第二独立守備隊司令官が新京に居つて隸下の独立守備大隊を指揮した

5. 南部防衛地区は奉天省、通化省、安東省、四平省、興安西省、錦州省、熱河省の七省から編成せられ第一独立守備隊司令官が奉天に居つて隸下の独立守備大隊を指揮した

6. 旅大防衛地区は関東州一円を防衛の地域とし旅順要塞司令官が関東州政庁に進出し第一独立守備隊の二平隊と旅順重砲兵大隊を指揮して大連、旅順の警備に任じた

一独立守備隊は六大隊から編成せられ司令官は中将で司令部には二名の参謀が居り指揮機關も充実に居た

防衛地区を見るに廣狹様々であるがこれは独立守備隊の担任地域や鉄道網の関係や野戦部隊の在否や要警備物件の多寡や治安の良否によつて決定せられたのである。

各独立守備隊司令官は防衛司令官として地区内の警備に任ずる外防空に關する責任者でもあつた。

またたとへ防衛地区内に防衛司令官より高級先任の野戦軍司令官が居つても治安防衛に關する限りは防衛司令官の区域を承けねばならなかつたから野戦部隊と防衛部隊の間で面白くないことが起き易かつた所が昭和十四年度から関東軍は滿洲を作戰地域と防衛管区に区分する必要が生じた。従つて作戰地域内に於ける軍事の一切はあげてその地区で作戰する野戦軍司令官の權限とした責任とするこゝになつた。そこで昭和十四年八月独立守備隊の改編を行ふと共に従来の防衛地区を以下記述のよう改正された。

其の二 昭和十四年八月以降

昭和十四年度の関東軍の作戦計畫に於て滿洲は次の通り作戦地域と防衛管区との区分せられた

作戦地域

閩島省、牡丹江省、東安省、三江省、黑河省、北安省、興安北省

防衛管区

洮江省、龍江省、吉林省、興安南省、興安西省、四平省、奉天省、通化省、安東省、熱河省、關東州

また独立守備隊も従来五独立守備隊一獨立守備隊は司令部と六大隊で編成せられて居た一が九獨立守備隊に改編せられ一獨立守備隊の兵力は大体三大隊に縮少され作戦地域内に駐屯する獨立守備隊は所在の野戦軍司令官の隷下におかれその地区の防衛責任者は野戦軍司令官となつた

その状況は次表の通りである

防衛地区名	地域	防衛司令官	司令官の所在地	独立守備隊名	兵力
東部防衛地区	牡丹江省 間島省	第三軍司令官	掖河	第四獨立守備隊	三大隊
東安防衛地区	東安省	第五軍司令官	東安	第六獨立守備隊	二大隊
三江防衛地区	三江省	第十師團長	佳木斯	第七獨立守備隊	三大隊
北部防衛地区	黑龍江省 安徽省	第四軍司令官	北安	第八獨立守備隊	"
西部防衛地区	興安北省	第六軍司令官	ハイユ		
龍江防衛地区	龍江省	第七師團長	手チハル	第三獨立守備隊	三大隊
松花江防衛地区	吉林省	第五獨立守備隊長	ハルビン	第五獨立守備隊	"
吉林防衛地区	吉林省	第二獨立守備隊長	新京	第二獨立守備隊	"
南部防衛地区	四平省 奉天省 通化省 安東省	第一獨立守備隊長	奉天	第一獨立守備隊	四大隊
西滿防衛地区	熱河省 遼寧省	第九獨立守備隊長	熱河	第九獨立守備隊	三大隊
旅大防衛地区	遼東州	旅順要塞司令官	大連		

前表のように改正せられたが防衛地区の数が非常に多くなりその一つ一つを関東軍司令官が直轄することは煩雑であつたばかりでなく独ソ開戦に伴い滿ソ國境の風雲が急になつたので関東軍司令官の負担を軽減して専ら作戦の重点を回けることが出来るように関東軍防衛管区の治安警備を関東軍防衛司令官一昭和十六年八月新設一に統轄せらるることになつた

関東軍防衛司令部は新京に設けられ、江防衛地区、吉林防衛地区、南部防衛地区、西南防衛地区及旅大防衛地区（龍江防衛地区は新に作戦地域に編入せられたので防衛管区から除かれた）を管轄区域とした

其の三 警備部隊

一 独立守備隊

前表に依つて知る通り独立守備隊司令部の数は五箇から九箇に増加したけれど実際の兵力は反て三十大隊から二十七大隊に縮小せられ、海防の警備兵力は減少した訳である

殊に従来の司令部には二名の参謀を有し指揮機關も相當に充實して居たのであるが、本改編の結果作戰地域に駐屯する独立守備隊で参謀一名一を有するのは三江防衛地区の独立守備隊だけとなつた。ただ關東軍防衛管区の独立守備隊長は防衛司令官である關係上一名の参謀を配屬せられたけれど龍江地区の第三独立守備隊には一名の参謀すら居ない有様であつた。

司令部指揮機關が弱体化したことは言うまでもない。

就中守備隊長に至つては素質の低下甚しく老齡の少将か大佐が充當せられるようになつた。

また一獨立守備隊の兵力を大体三大隊に縮小せられたため兵力の運用が甚しく窮乏となり所望の方面に兵力を集中使用して適時に重点を構成することか困難になつた。

更に困つたことは作戰地域の防衛司令官一野戰軍司令官一が作戰準備の進捗を急ぐあまり治安警備を等閑に附する傾向が多く甚しいの

のあると隸下の独立守備隊を本来の任務から離れた方面に使用した
 はかりでなく匪賊討伐の実施も全く未経験を参謀が計畫する關係上
 極めて短期間一作戦準備を部隊の訓練上長年月に亘り実施すること
 は不可能であつたのだと思ふ一大兵力一野戦部隊をも加へて一を以
 て大規模の突進するので死んど効果をあげることができない有
 様であつた。尚独立守備隊を細分したため所謂繩張り争ひ類した現
 象も起り勝であつた。その一例をあげるならば

- 一 註一 昭和十四年八月から開始した三省連合討伐に於て討伐隊司令官は第二獨立守備隊長であり使用した日本軍の兵力は第一獨立守備隊の二大隊と第一獨立守備隊の一大隊(通化駐屯)と第三軍司令官隸下の獨立守備一大隊(圖們駐屯)の四大隊であつた。討伐は効果があらぬままに何度も予定を延ばしつゝ一年八箇月連続実施して漸く目的を達成した。完全に治安を肅正するためにはかく長期間討伐を実施

するのが寧ろ當然である。この間第一独立守備隊長特第
三軍司令官から討伐部隊の不甲斐なきを難じ「自ら討伐隊
司令官たるう」との申出が一再ならずあつた

匪賊討伐を成功させるのは匪賊の性質や附近の地形や住民の状況
など常日頃から詳しく調査研究して居らなければ殆んど駄目である
飛入り式の指揮官で成果を期待することはできない

三、滿洲國軍と警察

日本軍の独立守備隊と共に治安警備の重要を役割を果たしたものに滿
洲國軍や警察がある

これらのものは當時また十分訓練されて居らず甚だ心許ない存在の
ようと思つて居た人々が多かつたけれど近代装備の敵に対してなら
いざ知らず匪賊討伐程度の戦斗なら十分役立つた

彼らは十名や二十名の小部隊だと無抵抗で匪賊の武装解除されたり
匪賊の宣傳に迷されて背反逃亡したりすることがあるけれど中隊や

大隊を集團して行動すると仲々勇敢である。特に武功のあつた部隊や個人に対して物心兩面から褒賞する手段を講じ匪首を捕したり斬願させたりした者の賞金を與へると喜び勇んで討伐に従つた。滿洲國軍や魯豫を積極的の働かせたためには軍事顧問たる日本軍將校の人の得ることが第一要件であらう。軍事顧問が彼らの面子を重んじ率先垂範指導の當れば滿洲國軍警と雖も日本軍同様匪賊討伐に使用し得るものである。

三省連合討伐の際して初め凡そ二方の軍警が参加した。その後逐次兵力を減少したけれど彼らが斃した匪首は五、六、七、八、九、十、百の多きに達して居る。

将来支那人で編成した軍隊を使用するときには是非次の事を心掛けておかねばならない。

關東軍の規定によると滿洲國軍警は防備（治安警備防空を含む）に關し所在防衛司令の区処を承けることになつて居た。滿洲國軍の中

には上將、中將、少將などの将官も沢山居るこれらを防衛司令官が
 直接指揮するなら何らの問題は起らないが多くの場合防衛司令官は
 その指揮を部下の隊長に委譲することになった。大隊長一掃の大佐、
 時に中佐の古參者も居た一は更に中隊長に甚しいときは小隊長であ
 る若年の中尉や少尉が滿洲國軍の将官を指揮するような奇現象が起
 きた。滿洲國軍の将官の身になれば甚だ面白くない日本軍の中少尉
 の中には無暗矢鱈に指揮權を振り廻して者があり彼らは内心に不平
 を持ち討伐も眞剣を缺くようになった。そこで指揮權の委譲はどんな場
 合であつても大隊長までと限定することにした。
 この場合でも大隊長は彼ら将官の身分を尊重し勉めて独立した任務
 を與へその実施に當つては細部に亘る干渉を避け彼ら自身で計畫し
 自らの責任で実施するよう指導することにした。注意するようにした。
 それ以来彼らは旧に倍して熱心に討伐に従事し且立派な戦果をあげ
 るようになった。

支那人の性格を熟知してこれに適應する方法、手段で協力を求める
ようにする必要がある。

三 鉄道警護隊

鉄道警護隊とは満洲の鉄道や松花江上の汽船やバスを直接警護する
任務を持つた満洲總督のものである。

ノ 編 成

警護隊は總監部を奉天におき各鉄道局の所在地である奉天、吉林
牡丹江、ハルビン、チチハル、錦州に警護本隊を有し夫々の鉄道
局と緊密に連絡しつつその管内鉄道の警護に任じて居た。

2. 素 質

警護隊の幹部は總監も本隊長も隊長も全部日本人であつて隊員の
予備將校一特官か佐官一であり隊員も過半数は皆て日本軍の下士
官、兵であつたただ極く僅かな支那人が採用されて居たに過ぎな
い。

従つて隊の規律、節制も死んど日本陸軍と同様であり関東軍の将兵は次ぐ戦斗力を持つ部隊である。しかし装備は重機関銃以下を有するに過ぎない。

3. 任務

警護隊は死んど各隊毎に数名から十数名づつを常駐させて列車の警乗や鉄道重要物件の警備に任じて居た。いかなる場合でも鉄道路線路から二料以上離れることはできないこととなつて居た。つまり真実の鉄道直接警備が任務である。

また警護隊の宣傳隊は鉄道路沿線部落に進出し部落民が進んで鉄道保護に協力するよう啓蒙を実施し以て警備隊の兵力不足を補ひ相當の成績をあげた。

滿鉄當局亦時々物品販賣列車や映機を巡回させてよく協力した。部落民を慰安する処置を講じた。

協和会は政治の参進や匪民分離や匪賊の肅順を目標に會員が絶えず農村方面の進出し印刷物や口頭で啓蒙し宣傳に任じたが匪状の悪い地方に進出することは仲々困難なつたので警察と協力しその擁護によつて任務の達成に努力したけれど成果は十分でなかつた治安整備上遺憾がら協和会に大きな期待をかけることはできなかつた